

# 平成31年度匝瑳市地域包括支援センター運営方針（案）

## I 方針策定の趣旨

この「匝瑳市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にし、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定します。

## II センター設置の意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。高齢者の誰もが、住み慣れた地域でその人らしい尊厳ある生活を継続できるよう、さまざまな生活課題に対して継続的かつ包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築に向けた中核的機関としての役割を担います。

センターの設置責任主体は市であることから、市は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与します。

市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保します。

## III 運営上の基本的考え方や理念

### 1 公益性の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

センターの運営費用は、介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

### 2 地域性の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議及び生活支援体制整備事業による協議体等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

### 3 協働性の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等は、それぞれの専門性を生かしつつ、相互の連携を図りながら、業務全体を「チーム」として活動し、高齢者を支えます。

## IV 業務推進の方針

### 1 基本的事項

#### (1) 事業計画の策定

「第7期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念である『地域で共に支えあい高齢者の笑顔があふれるまち』をつくるため、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指します。そのため次の基本目標を掲げます。

「地域包括ケアシステムの構築」

「介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり」

「高齢者を見守るまちづくり」

「介護保険サービスの充実」

センターは、基本目標を踏まえながら地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定した事業計画を毎年策定します。事業計画は、地域包括支援センター運営協議会の承認を得るものとします。

#### (2) 設置場所等

センターは2か所とし、直営方式により匝瑳市役所内に1か所、委託方式により匝瑳市飯倉に1か所設置します。

#### (3) 開設日時

①センターの開設日は、次に掲げる日以外の日とします。

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日まで

②センターの開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

③上記に関わらず緊急時に対応するため電話等により24時間対応な相談・連絡体制を確保します。

#### (4) 職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行します。

#### (5) 地域との連携

地域住民や関係団体等による会合、地域ケア会議、在宅介護支援センター連絡会議及

び介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会等の場を通じて、サービス利用者、介護保険事業者、医療機関、民生委員、社会福祉協議会推進員等の意見を幅広く汲み上げ、日々活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組みます。

#### (6) 個人情報の保護

センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり不特定多数の者に漏れたりすることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意します。

#### (7) 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

#### (8) 窓口機能の強化等

住民からの相談窓口として、在宅介護支援センターと協力・連携します。また、ひとり暮らし高齢者等の実態把握調査を在宅介護支援センターと共同で行い、支援が必要な高齢者の把握に努めます。

## 2 実施事業

センターは、次に掲げる事業を行います。

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（法第115条の45第1項第1号ニ）
- ・一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

### (2) 包括的支援事業

- ・総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- ・権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
- ・在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- ・生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- ・認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- ・多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）
- ・地域ケア会議の開催（法第115条の48）

### (3) 指定介護予防支援業務（法第8条の2第16項）

西部地域包括支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所（法第115条の22）を設置し、指定介護予防支援事業（予防給付の介護予防ケアマネジメント）を実施しま

す。なお、業務の一部（総件数の 60%を限度とする。）を指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとします。また、委託先は地域包括支援センター運営協議会の承認を得るものとします。

(4) 地域支援事業の任意事業（法第 115 条の 45 第 3 項）

- ・ 認知症サポーター養成講座に関する業務
- ・ 住宅改修理由書の作成

### 3 重点的取組

(1) センターの増設

匝瑳市西部地域包括支援センターを平成 31 年 6 月 1 日に開所します。住民にとって身近な相談窓口となるよう、直営のセンターと緊密に協力・連携し、同等のサービスが提供できるようにします。また、利用者を増やすため、住民や関係機関に対して周知に努めます。

(2) 地域介護予防活動支援

地域における住民主体の介護予防活動として「いきいき百歳体操」の普及を目指し、グループの立ち上げ支援を行います。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療と介護関係者の連携を推進します。

(4) 認知症総合支援事業の推進

認知症になっても地域で安心して暮らせるために、認知症サポーターの養成、家族相談会の開催、認知症の症状に応じた対応・支援体制についての啓発（ケアパス）を推進します。

(5) 地域ケア会議の開催

要支援者等の生活課題の解決、状態の改善から自立支援を促すことを目的とした地域ケア個別会議を開催します。